

第4章 第7次佐倉市障害者計画

I. 第6次佐倉市障害者計画の総括

第6次佐倉市障害者計画における主な施策の実施状況、課題は次の表のとおりであり、今後の施策の方向性を整理します。

基本目標Ⅰ：

「障害に対する理解を促進し、一人ひとりが自分らしく暮らせる地域づくり」

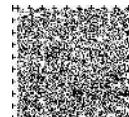
主な施策の実施状況
<ul style="list-style-type: none">令和3年度から障害者週間の啓発事業として、「みんなで知ろう！パラスポーツ！」を開催し、パラスポーツの体験等を通じて、障害理解の促進を図りました。障害者差別解消法¹¹の改正について、事業者への周知を図りました。
課題の整理
<ul style="list-style-type: none">約40%の障害者が、差別や偏見、疎外感を感じています。(障害福祉アンケートより)約40%の障害者が、3年前と比べて障害理解が進んだと感じていません。(障害福祉アンケートより)近年、障害者虐待の件数が増加しています。

(今後の方向性)

- 障害(者)への理解の促進や障害者差別の禁止については、計画に記載する全ての施策を効果的に進めるための基礎的事項であり、継続的な取組が必要です。
- 障害を理由とする差別の解消に向けた取組は、障害者差別解消支援地域協議会¹²により引き続き推進します。

¹¹ 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」の略称

¹² 障害者差別解消法に基づき市が設置する協議会で、障害者差別の解消に係る事例共有、関係機関の連携推進、差別の解消に資する効果的な取組等の検討を行う



基本目標 2:

「障害福祉サービスを充実し、一人ひとりが安心できる仕組みづくり」

主な施策の実施状況
<ul style="list-style-type: none">・ 「医療的ケア児・者の災害対策検討部会」にて、災害時における課題抽出や検討を進めました。・ 市内の医療的ケア児・者の実態把握を行いました。・ 佐倉圏域に相談支援事業所を増設しました。
課題の整理
<ul style="list-style-type: none">・ 相談支援のより一層の充実が求められています。(障害福祉アンケートより)・ 医療的ケア児・者の生活や災害対策等における支援体制について継続して検討が必要です。・ 今後新たに利用したい障害福祉サービスの主なものは、居宅介護、短期入所(ショートステイ)、就労移行支援、共同生活援助(グループホーム)です。(障害福祉アンケートより)

(今後の方向性)

- ・ 障害のある方にとって暮らしやすいまちづくりを推進するため、相談支援の充実や希望する地域での生活支援、災害対策の推進等に係る取組を実施します。



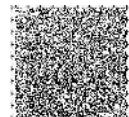
基本目標 3:

「社会参加を促進し、一人ひとりがいきいきと輝ける基盤づくり」

主な施策の実施状況
<ul style="list-style-type: none">・ 佐倉・産業大博覧会への障害福祉サービス事業所の出店等を通じて、社会参加の機会を創出するとともに福祉的就労を支援しました。・ 「夢咲くら館」の開館時等に、障害者優先調達推進法による優先調達を推進しました。
課題の整理
<ul style="list-style-type: none">・ 障害者の就労・雇用のためには、事業者への更なる障害理解の促進が必要です。・ 障害のある幼児・児童・生徒の自立と社会参加に向けた取組を支援するという視点から、インクルーシブ教育の推進が必要です。・ 社会参加のためには、障害者が参加しやすいイベントの実施が求められています。(障害福祉アンケートより)・ 障害の特性によって、情報の取得利用に支障がある場合は、様々な社会参加の活動が制限される可能性があります。

(今後の方向性)

- ・ 社会参加の促進と自立支援を図るため、雇用・就労の促進やインクルーシブ教育の推進、スポーツ・文化活動への参加促進等を実施します。
- ・ 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の趣旨を踏まえた施策の推進が必要です。

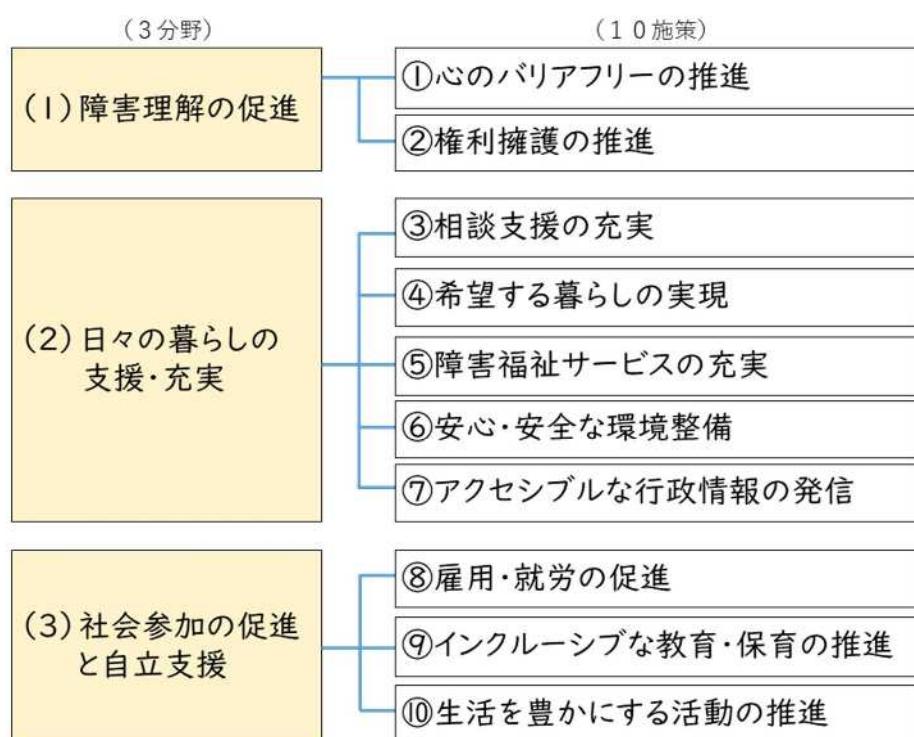


2. 基本理念・施策の体系

本市における現状と課題、これまでの施策の実施を踏まえ、基本理念を掲げ、その実現に向けて、全ての市民に対する障害理解の促進を図るとともに、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を送るための支援に係る取組を推進します。

基本理念

「障害のある人もない人も一人ひとりが自分らしく、
お互いを認め合い、支え合い暮らせるまち・佐倉」



3. 施策の内容

3分野における施策の実施は、様々な行政機関や関係機関等と連携しながら進めていきます。

(1) 障害理解の促進

①心のバリアフリーの推進

心のバリアフリーとは、様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、お互いに理解を深めようとコミュニケーションを取り、支え合うことです。

特に知的障害、精神障害、発達障害、難病、高次脳機能障害など、外見からは分かりにくい障害についての理解の促進を図ります。

また、視覚障害者誘導用ブロック¹³、身体障害者補助犬¹⁴、障害者用駐車スペース等の周知や障害に関するマークについても普及啓発を行い、障害の理解につなげます。

	主な事業内容	関係機関等
1	障害者週間などを活用し、障害理解を深めるイベント等を実施します。	障害者総合支援協議会 障害者団体
2	市ホームページにて、障害福祉サービスや障害についての周知を図ります。	障害福祉サービス事業者

¹³ 視覚障害者が足裏の触感覚で認識できるよう、突起を表面につけたもので、視覚障害者を安全に誘導するために地面や床面に敷設されているブロック（プレート）のこと。いわゆる「点字ブロック」のこと

¹⁴ 盲導犬、介助犬及び聴導犬



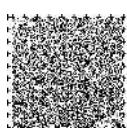
3	市民(特に小中学校)や関係機関向けに、障害のある当事者を講師とする講演会や研修(障害理解教育)を実施する等により、障害への理解を深めます。	自治人権推進課 教育委員会 障害者団体 社会福祉協議会
---	-----------------------------------------------------------------------	--------------------------------------

「心のバリアフリー」を実践するためのポイント¹⁵

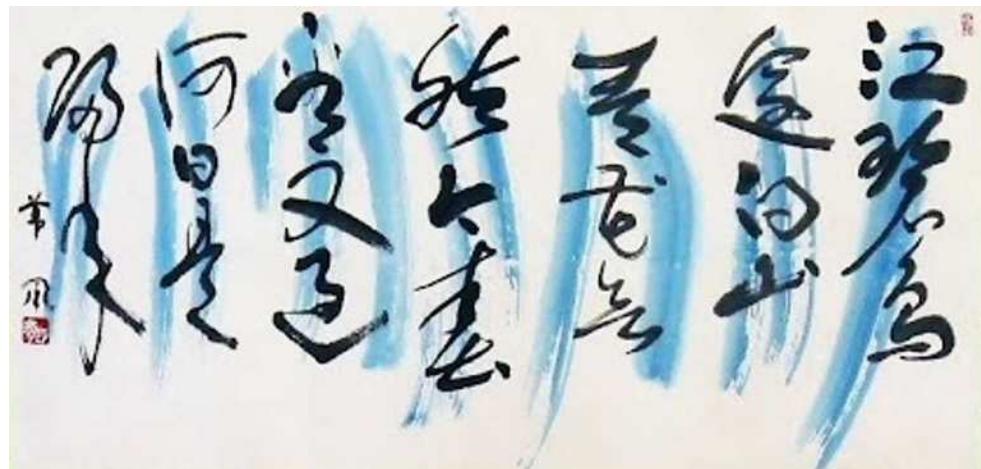
- (1) 障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル¹⁶」を理解すること。
- (2) 障害のある人(及びその家族)への差別(不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供)を行わないよう徹底すること。
- (3) 自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、全ての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

¹⁵ 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部「ユニバーサルデザイン2020行動計画」より引用

¹⁶ 障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、心身の機能の障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとする考え方(障害者権利条約より引用)



～第13回ふれあいギャラリー（令和6年2月23日～25日）より作品紹介～



「絶句杜甫（書道）」
(作者)長尾 葦風



「ピアノとドラム（絵画）」
(作者)池端 昂





「希望の木（陶芸）」

(作者) 小川 光



「みんなでお絵描き（絵画）」

(作者) 阿久津 菜美子



②権利擁護の推進

市民・事業者に対し、障害者差別解消法や障害者虐待防止法¹⁷等について周知を図り、特に意思決定が難しい障害者の権利擁護を進めます。

	主な事業内容	関係機関等
1	障害のある人への差別解消と合理的配慮の提供について、市民や事業者への周知や情報提供を行います。	障害者差別解消支援地域協議会 障害者団体
2	障害を理由とする不当な差別的取扱い等に関する相談支援を実施し、差別の解消に努めます。	広域専門指導員（県） ¹⁸ 障害者差別解消支援地域協議会
3	成年後見制度の適切な利用を促進し、権利擁護と意思決定支援を実施します。	成年後見支援センター 障害者総合支援協議会
4	障害者虐待の通報義務の周知や、障害福祉サービス事業所の虐待防止の取組を支援し、虐待の防止及び早期発見に努めます。	障害者総合支援協議会 障害福祉サービス事業者

¹⁷ 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の略称

¹⁸ 「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」により、障害者の差別に関する個別相談に対応する千葉県が設置する専門相談員のこと



(参考)日常生活自立支援事業について

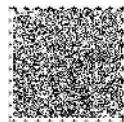
軽度の認知症や障害等により、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理について支援を受けたい方が、社会福祉協議会と契約を締結して利用するサービス(有料)

【主なサービス内容】

- ・ 福祉サービスの利用援助
(福祉サービスに関する情報提供、助言など)
- ・ 財産管理サービス(預貯金の出し入れ、公共料金の支払いなど)
- ・ 財産保全サービス(実印や契約書類のお預かりなど)

日常生活自立支援事業を利用するためには、契約内容を理解し、利用する意思が必要となります。

利用後に判断能力が著しく低下した場合は、成年後見制度を利用するなど、本人の状況に応じて、両制度を適切に利用することにより、本人の権利擁護を図ります。



(2) 日々の暮らしの支援・充実

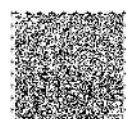
③相談支援の充実

障害者等から市役所を含む相談窓口に寄せられる内容は、複合的な課題となっており、施策分野の横断的かつ包括的な相談支援体制の充実を図ります。

	主な事業内容	関係機関等
1	身近な地域で障害全般に係る相談や、増加傾向にある精神障害に特化した相談に係る体制を確保します。	相談支援事業所
2	基幹相談支援センター ¹⁹ を中心に、地域の相談支援体制の強化を図ります。	基幹相談支援センター
3	福祉分野の相談窓口等と連携し、相談機関のネットワークを強化します。	地域包括支援センター 保健センター こども家庭課 くらしサポートセンター佐倉 (生活困窮者自立相談支援窓口) 成年後見支援センター 社会福祉協議会
4	当事者のピアサポート ²⁰ 等により、地域での相談力の向上を支援します。	障害者団体

¹⁹ 地域における相談支援の中核的な役割を担う機関で、障害全般に係る相談支援に加え、専門的な相談支援や、地域の相談支援体制の強化の取組等を実施

²⁰ 障害者自身が、自らの体験に基づいて、他の障害のある人の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決等を支援したりする活動



④希望する暮らしの実現

地域生活支援拠点等による居住支援のための機能を確保し、障害者がそれぞれの地域で希望する地域生活を営むことができるよう支援します。

	主な事業内容	関係機関等
1	地域生活支援拠点等の機能（面的整備）を担う事業者を確保するとともに、コーディネーターの配置など機能の充実を図ります。	相談支援事業所 障害福祉サービス事業者
2	住宅確保要配慮者 ²¹ について、公営住宅やセーフティネット住宅 ²² 等の活用により、住宅の確保を推進します。	住宅課 住宅確保要配慮者居住支援法人 ²³
3	「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム ²⁴ 」の構築に向けた取組として住まいの確保と居住支援の充実を図ります。	障害者総合支援協議会

²¹ 高齢者や障害者などの住宅の確保に特に配慮を必要とする方

²² 高齢者、障害者、子育て世帯等の住宅の確保に配慮が必要な方の入居を拒まない賃貸住宅

²³ 住宅確保要配慮者に対し支援業務を行う法人として、千葉県知事の指定を受けた法人

²⁴ 精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及啓発（教育など）が包括的に確保されたシステム



(参考)佐倉市の地域生活支援拠点等について

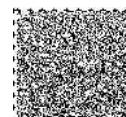
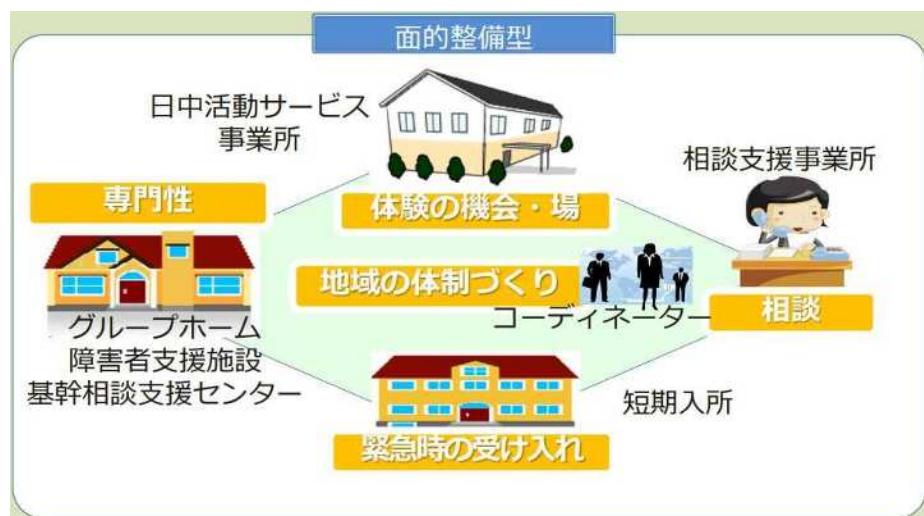
地域生活支援拠点等は、障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに地域移行を進めるために、地域生活において障害者等やその家族の緊急事態等に対応を図るもので大きく2つの目的をもちます。

- ① 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施・短期入所等の活用
- ② 体験の機会を通じて、施設や親元からグループホーム、一人暮らし等への生活の場の移行を支援する体制の整備

上記の目的を果たし、地域生活支援拠点等の充実のため次の機能の整備を併せて進めます。

- ・ 相談機能（緊急の事態等に必要なサービスについて相談する機能）
- ・ 専門的人材の確保（専門的対応の体制確保、人材の養成）
- ・ 地域の体制づくり（地域の社会資源の連携体制の構築）

本市では、地域にある複数の支援機関が機能を分担しながら整備する「面的整備」方式により支援体制を構築します。



⑤障害福祉サービスの充実

個々の障害児・者のニーズに対応し、地域移行にも対応できる障害福祉サービス等の量的充実を図るとともに、意思決定の支援等を通じて、サービスの質を向上します。

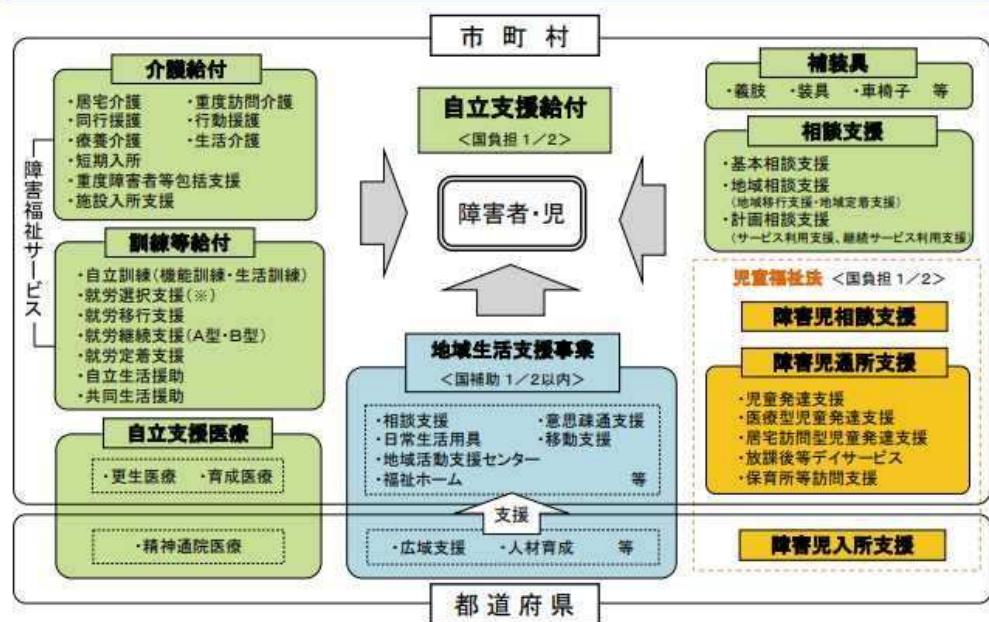
また、障害福祉サービス等の利用状況に応じ、ニーズに合ったサービスの導入についての検討を行い、サービスの充実を図ります。

	主な事業内容	関係機関等
1	障害者総合支援協議会の専門部会や児童発達支援センターが中心となり、事業者間の連携を深め、質の向上を図ります。	障害者総合支援協議会 児童発達支援センター
2	質の高い障害福祉サービスなどの提供体制を確保するとともに、市民のニーズに合ったサービスのあり方についての検討を行います。	障害者総合支援協議会
3	ライフサポートファイルの活用により、ライフステージで途切れることのない一貫した支援体制を構築します。	障害者総合支援協議会 療育支援コーディネータ —



(参考)障害者総合支援法等におけるサービス

障害者総合支援法等における給付・事業



(=)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律(令和4年12月16日公布)により新たに創設。(施行日:公布後3年以内の政令で定める日)



⑥安心・安全な環境整備

障害者が安心し、安全に生活できる住環境等の整備を推進するとともに、障害特性に配慮した災害対策を推進し、地域での備えを強化します。

	主な事業内容	関係機関等
1	避難行動要支援者名簿登載者に対する災害対応や、個別避難計画の策定を推進すること等により、防災対策を強化します。	社会福祉課 危機管理課 自治会等
2	バリアフリー法 ²⁵ や千葉県福祉のまちづくり条例に基づくまちづくりを推進します。 ・視覚障害者誘導用ブロックの整備 ・学校施設のバリアフリー化 など	道路建設課 教育委員会
3	緊急通報が困難な方の支援ツールを周知し、その利用を促進します。 ・NET119 緊急通報システム ²⁶ ・FAX119・メール119 ²⁷ ・電話リーサービス ²⁸	ちば消防共同指令センター

²⁵ 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の略称

²⁶ 障害により音声による119番通報が困難な方が、スマートフォンやタブレット端末等からインターネットを使って音声によらずに119番通報ができるシステム

²⁷ 障害により音声による119番通報が困難な方が、ファクスやメールにより119番通報ができるシステム

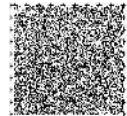
²⁸ 聴覚や発話に困難のある人と聞こえる人との会話を、通訳オペレータによる通訳（手話、文字等）により、電話で即時双方向につながることができるサービス



⑦アクセシブルな行政情報の発信

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の趣旨を踏まえ、情報取得や意思疎通が難しい方にわかりやすい行政情報の提供、利用しやすい申請手続の環境整備を進めます。

	主な事業内容	関係機関等
1	窓口サービスのアクセシビリティの向上を進めます。 ・コミュニケーション支援ボードの導入 ・手話通訳や要約筆記(筆談対応)の確保 ・必要な配慮等に関する職員研修	(市役所内) 市民を対象にした窓口
2	行政情報について、必要に応じて音声コードの添付や字幕の付与などの情報提供を推進します。	市役所内全所属
3	市ホームページや様々な媒体を使った情報発信において、アクセシビリティの向上に努めます。	広報課 市役所内全所属
4	本計画のわかりやすい概要版を作成します。	当事者団体 障害福祉サービス事業者



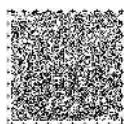
(3) 社会参加の促進と自立支援

⑧就労・雇用の促進

近年、就労系のサービス利用者が増加傾向にあります。今後もニーズの増加が見込まれることから、就労意欲のある障害者がその適性に応じた多様な就業機会の確保に努めます。

	主な事業内容	関係機関等
1	就労系事業所の受注機会の拡大を推進し、工賃水準の改善に取り組みます。	障害者総合支援協議会
2	障害者雇用に積極的な事業所の表彰を行う等により、障害者雇用の周知と促進を図ります。	商工振興課
3	障害者優先調達推進法による物品等の調達を推進します。	障害福祉サービス事業所
4	特別支援学校と連携し、卒業後の就労支援を行います。	特別支援学校
5	佐倉市役所でのチャレンジ雇用 ²⁹ を推進します。	人事課

²⁹ 各府省・各地方公共団体において知的障害者等を雇用し、1～3年 の業務の経験を積んだ後、ハローワーク等を通じて一般企業等への就職の実現を図ることを目的とする。（佐倉市役所における雇用は最長2年）



⑨インクルーシブな教育・保育の推進

インクルーシブ教育システム³⁰の推進により、障害のある幼児・児童・生徒が最適な教育を受ける事ができる環境整備を進めます。

	主な事業内容	関係機関等
1	保育園等 ³¹ や小中学校における医療的ケア児の受入体制を整備します。	こども保育課 教育委員会
2	児童発達支援センターを中心に、地域の保育園等との連携を図り、通園・通学を支援します。	児童発達支援センター こども保育課
3	保育園等や小中学校における合理的配慮の提供により、支援が必要な子が可能な限り共に教育・保育を受けることのできる環境を整備します。	こども保育課 教育委員会

³⁰ 「人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み」（障害者権利条約より）

³¹ 幼稚園、保育園、認定こども園、小規模保育事業、学童保育所等の施設



⑩生活を豊かにする活動の推進

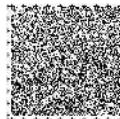
障害の有無に関わらず、スポーツや文化活動等の充実は、生活と気持ちを豊かにします。

視覚障害者等の情報へのアクセス保障や読書機会の増加は、教育や就労、文化活動につながり自立を大きく促進することから、当事者の意見を聴きながら読書環境の整備を進めます。

また、本市が実施する事業以外の様々な活動をしている団体等の情報は、社会活動の選択肢が広がるきっかけになることが期待されることから、その情報提供を進めます。

	主な事業内容	関係機関等
1	読書バリアフリー法の趣旨に基づき、視覚障害者等 ³² の図書館利用やインターネットを利用したサービスの提供等を推進します。	市内図書館
2	スポーツや文化活動を促進するため、様々な支援や活動を行う主体についての情報を収集し、情報発信を行います。	市役所内関係所属
3	市内障害者団体の周知に努め、その活動を支援します。	障害者団体

³² 視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害のため、視覚による表現の認識が困難な者



佐倉市障がい者団体等連絡会 の活動紹介

①まちのバリア点検会

(目的)

障害のある人もない人も誰もが住みよいまちにするために、障害者自身の目で、市内にあるバリアを点検・評価し、今後のまちづくりに資することを目指します。



②ちゃんじどフィットネスクラブ（佐倉市手をつなぐ育成会）

（目的）

順天堂大学と連携して、障害児・者の健康・体力づくりに取り組み、家族間の交流や情報交換の場にもなっています。

